

ふるさと松田同窓会開催支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住少子化対策事業として、松田町内（以下「町内」という。）で同窓会を行う者に対し、その参加人数により算定した額を松田町商工振興会の発行する商品券（以下「商品券」という。）で交付し、ふるさとの松田町を離れ生活拠点を他都道府県、他市町村に築いた松田町出身者たちが、親しい友人との懇親の中で、定住少子化対策等を話題にし、ふるさとへの思いを改めて感じる機会を提供することで、定住人口の拡大と地域の活性化に資することを目的として、町内において開催される同窓会に要する経費の一部について、ふるさと松田同窓会開催支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。その交付については、この要綱に定めるもののほか、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(対象となる同窓会)

第2条 交付対象となる同窓会（以下「同窓会」という。）は、町内の小中学校を卒業した20歳以上の者により行う同一小中学校の学年単位若しくは学級単位（複数の学級で行うものも含む。）の同窓会として、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で開催されること。
- (2) 10人以上の参加で開催されるもので、うち町外居住者が5人以上参加するもの。ただし、1年以内にこの助成金の交付を受けて開催された同窓会に参加した者は出席人数に含まれないものとする。

(交付の要件)

第3条 助成の要件は次のとおりとする。

- (1) 同窓会の世話人の代表者で助成金の交付を受けようと

する者（以下「幹事」という。）は同窓会の参加者へ、
町が提供するパンフレット等の配布及び周知を行うこと。

(2) 幹事は同窓会の中で、町が進める施策についての情報
提供をすること。

（助成金の額等）

第4条 同窓会に対する助成金の額は出席人数に2,000円
を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。ただし、
同じ同窓会への助成金の交付は3年に1回を限度とする。

2 助成金は同額の商品券で交付する。

（交付申請）

第5条 幹事は同窓会開催予定日の14日前までに、ふるさと
松田同窓会開催支援助成金交付申請書（様式第1号）に次に
掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) ふるさと松田同窓会開催収支予算書（様式第2号）

(2) その他町長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その
内容を審査し、要件に該当し適当と認めるときは、ふるさと
松田同窓会開催支援助成金交付決定通知書（様式第3号）を
もって通知する。なお、助成金を交付しないときは、ふるさと
松田同窓会開始支援助成金不交付決定通知書（様式第4号）
により、通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定通知後には、速やかに
助成金を交付するものとする。

3 幹事は商品券を受領したことを証するためにふるさと松田
同窓会開催支援助成金（商品券）受領書（様式第5号）を町
長に提出するものとする。

（申請内容の変更等）

第7条 前条に規定する交付決定通知書を受領した幹事は、当
該申請の内容を変更しようとするときは、ふるさと松田同窓

会開催支援助成金変更申請書（様式第6号）により町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の変更申請書の内容を審査のうえ、ふるさと松田同窓会開催支援助成金変更承認通知書（様式第7号）又はふるさと松田同窓会開催支援助成金変更不承認通知書（様式第8号）により幹事に通知するものとする。

（同窓会の要件を満たさない場合の措置）

第8条 幹事は、交付決定を受けた同窓会が助成要件を満たさなくなったときは、直ちにふるさと松田同窓会開催支援助成金取下げ申請書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定を取り消すものとする。

（交付決定の取り消し及び助成金の返還）

第9条 町長は、幹事が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定及び助成金の交付決定に付した要件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な申請により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 同窓会を開催しない又は同窓会の要件を満たさないとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

- 2 町長は、前条第2項又は前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、ふるさと松田同窓会開催支援助成金交付決定（一部）取消通知書（様式第10号）により、申請者に通知しなければならない。

- 3 町長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成金の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、ふるさと松田同窓会開催支援助成金返還通知書（様式第11号）により、期限を定めて

返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第10条 幹事は、同窓会を開催した日から起算して30日を経過する日までに、ふるさと松田同窓会開催支援助成金実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) ふるさと松田同窓会開催収支決算書(様式第13号)

(2) その他町長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき金額をふるさと松田同窓会開催支援助成金確定通知書(様式第14号)により幹事に通知するものとする。

(適用除外)

第12条 松田町暴力団排除条例(平成23年3月25日条例第2号)に定める暴力団員及びその者を含む世帯に属する者は、いかなる場合にもこの要綱の適用を受けることができないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。